

# 市民が主体のまちづくり



～名寄市自治基本条例について～



「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月に施行されました。この条例では、「まちづくりの基本理念や原則」のほか、「市民の権利と責務」、「議会・市の役割と責務」などが定められています。この基本ルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「**市民が主体のまちづくり**」を進めていきましょう。



「まちづくり」ってなんだろう？

それは…



お祭りや清掃など町内会活動に参加する

市のアンケートに回答したり意見や提案を出す



地域での支え合いなどつながりをつくる

地域の防災活動に参加する



広報なよろやホームページを見る

など

名寄市自治基本条例では、まちづくりを進めるうえで、最も大切にしなければならないこととして、5つの「基本原則」を定めています。

## 市民参加

まちづくりについて意見を出すことや、まちづくりに参加すること。

1 市民参加



名寄市自治基本条例

## 情報共有

お互いの情報を交換して、みんなが同じ情報を知っているようにすること。

2 情報共有



名寄市自治基本条例

## 連携・協力

みんなが同じ目的のために、協力しながらまちづくりをすすめること。

3 連携・協力



名寄市自治基本条例

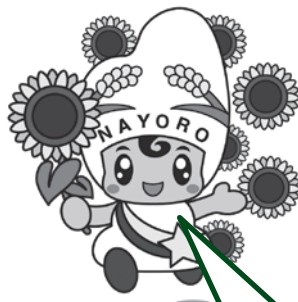
## コミュニティ自治

町内会など身近なまちづくり組織を通じ地域の活動を行うこと。

4 コミュニティ自治



名寄市自治基本条例



## 自主自立の市政運営

名寄市が国などにまかせず自らまちづくりをすること。

5 自主自立の市政運営



名寄市自治基本条例

私たちがより一層自治基本条例を身近に感じることができるよう基本原則に対応した5つのアイコンを作成しました。

広報なよろ4月号から活用しますので、注目してください！